

従来物品と付加機能を有する電子計算機の取扱い

	【電子計算機以外の物品】		【電子計算機】	
		携帯情報端末機	（新規）付加機能を有する電子計算機	
物品概念	・ 特定の具体的機能のみを有する機器	・ その物品自体が有する液晶等画面を用いて 情報を表示・入力等することができる携帯 可能な小型の電子機器であって、複数の具 体的かつ限定的な機能のみを有するもの	・ 特定のソフトウェアのインストールにより、 電子計算機に具体的機能が追加された機器 ・ 任意のソフトウェアの追加インストールに より、更なる機能拡張が可能	・ 情報処理機能以外に具体的な機能を有し ない機器 ・ 任意のソフトウェアの追加インストール により、様々な機能拡張が可能
願書の記載 （意匠に係る物品）	例：「〇〇機」	「携帯情報端末機」	例：「〇〇機能付き電子計算機」	「電子計算機」
願書の記載 （意匠に係る物品 の説明）	・ 意匠に係る物品の区分が別表第一に無い 場合には、使用の目的、使用の状態等物 品の理解を助けることができるような説 明を記載する ・ 画像を含む意匠の場合には、画像に係る 物品の機能や操作の説明が必須 ・ 当該物品が一般的に想定できない機能を 有する場合は、願書に説明記載をすること で、その機能に係る画像の保護が可能	・ 「携帯情報端末機」の語そのものが、当該物 品の使用の目的、使用の状態を直接表して いるため、物品自体についての説明記載の 省略も可能 ・ 画像を含む意匠の場合には、画像に係る物 品の機能や操作の説明が必須	・ 「〇〇機能付き電子計算機」の語そのものが、 当該物品の使用の目的、使用の状態を直接 表しているため、物品自体についての説明 記載の省略も可能 ・ 画像を含む意匠を対象とするため、当該画 像に係る物品の機能や操作の説明が必須	・ 意匠に係る物品の区分が別表第一にあるた め、物品自体についての説明は不要 ・ 「電子計算機」の画像が成立する場合（※） についてのみ、当該画像に係る物品の機能 や操作の説明が必須 ※電子計算機の情報処理機能を果たすた めに必要なBIOSの画像や、ハードウェ アの機能調整等に関する画像を含む意 匠の場合
画像を含む意匠の 場合の要件	・ 当該画像が物品に <u>あらかじめ</u> 記録された ものであること ↓ (改訂後) ・ 当該画像が物品に記録されたものである こと（アップデートによるものを含む。）	・ 当該画像が物品に <u>あらかじめ</u> 記録されたも のであること ↓ (改訂後) ・ 当該画像が物品に記録されたものであるこ と（アップデートによるものを含む。）	・ 当該画像が物品に記録されたものであるこ と（ソフトウェアのインストールによるも の。）	・ 当該画像が物品に <u>あらかじめ</u> 記録されたも のであること ↓ (改訂後) ・ 当該画像が物品に記録されたものであるこ と（アップデートによるものを含む。）
当該カテゴリーに 属すると考えられ る <u>実際の製品例</u>	・ デジタルカメラ ・ 携帯電話機 ・ マルチメディアプレーヤー ・ 経路誘導機 ・ 身体状態情報管理機 ・ 工作機械用数値制御器	・ 電子手帳 ・ PDA（当該機器に初めから組み込まれたス ケジュール管理・住所録・メモなどの具体 的機能のみを有する多機能専用機）	・ ソフトウェアインストール後のパーソナル コンピュータ ・ ソフトウェアインストール後のスマートフ ォン	・ パーソナルコンピュータ （デスクトップ型、ノート型、タブレット型）